

◎新潟県告示第345号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定及び変更する。

令和7年3月28日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 新規指定

種類	名称	位置	数量及び能力
外かく施設	防波堤（3） （南浜）	新潟市北区太夫浜 地内	延長 220.0m

2 変更指定

平成20年4月30日新潟県告示第867号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力
外かく施設	防波堤（波除）（Ⅱ） （南浜）	新潟市北区太夫浜 地内	延長 350.0m

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力
外かく施設	防波堤（波除）（Ⅱ） （南浜）	新潟市北区太夫浜 地内	延長 385.0m

」

に変更する。